

主 文

労働基準監督署長が、平成29年10月10日付けでAに対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 手続承継前A（以下「被災者」という。）は、農業に従事する傍ら、農閑期には、労働者として、建築工事や設備工事等に従事していた。
- 2 被災者は、平成28年2月10日、療養していたB医療機関において「悪性胸膜中皮腫」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

被災者は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、これを業務上の疾病と認め、支給する旨の処分をした。

- 3 本件は、被災者が本件疾病により休業したとして、平成28年2月10日から平成29年6月16日までの期間（以下「本件請求期間」という。）の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、給付基礎日額についてC事業場を最終ばく露事業場であるとした上で、同事業場の平均賃金を基に8721円と算定し、本件請求期間のうち、休業の必要性が認められる入院期間（29日間）及び通院日（19日間）から待期期間の3日を除いた16日間の計45日間を休業補償給付の対象として支給し、その余の期間については支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、最終ばく露事業場は監督署長が認定したC事業場ではなくD事業場であり、かつ、本件請求期間のうち休業が必要な範囲は全期間に及ぶことを理由として、支給された期間を含め本件処分の全部を取り消すべきであると主張し、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 被災者は、労働者災害補償保険審査官に対し、審査請求をしたが、○年○月○日に死亡したため、労働保険審査官及び労働保険審査会法第17条の規定により、被災者の家族であるE（以下「請求人」という。）が審査請求の手続を受継した。

そして、同審査官が平成30年9月27日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、請求人が、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

1 被災者の最終ばく露事業場はC事業場であるか、請求人の主張するD事業場かか。

2 本件請求期間のうち、休業が必要な範囲はどの範囲か。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の事実認定及び判断

(1) 被災者の最終ばく露事業場について

請求人は、被災者の最終ばく露事業場について、C事業場を離職した後に就労したのはD事業場であったなどと主張している。この点、被災者は、労働基準監督署職員の聴取において、「昭和35年以降の頃から、D事業場に出稼ぎのため、冬期間、11月から翌年の3月頃まで従事していた。」としたうえで、「道具運びや後片付けの作業や、ケーブルの取り換え作業を行った際に出る廃材を運んだりしていた。」旨の申述をしている。また、D事業場の事業主であるFから提出された「石綿ばく露業務報告書」によると、被災者の採用年月日等は不明であるものの、短期雇用をしていたとの記載が認められるところであり、そうすると、雇用期間は明確でないものの、被災者はD事業場において就労していたものと推認し得る。

なお、請求代理人への電話聴取書及び同人の提出した意見書によると、被災者は、D事業場において、昭和37年頃から昭和48年まで就労していた旨の申立てがなされているところである。また、請求代理人は平成30年7月10

日に提出した意見書において、要旨、「被災者の電気工事の業務内容は、天井スペースに入るなどして作業を行うことから、配管・配線作業、耐火被覆作業、照明器具等の取り付け作業等で石綿ばく露の機会が濃密であった。」とするとともに、「資材・廃材の運搬、掃除等の片付け作業もあった。内装工なども含め、他の職種が建材加工などによって石綿の粉じんを発生させていたので、間接ばく露もあった。」旨述べている。この点、「石綿ばく露歴把握のための手引」（石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会監修）においても「電気工は天井内での作業があり、石綿吹きつけがある場合、壁をこすって、石綿にばく露することがある。」旨の記載が認められるところである。

そうすると、請求人及びD事業場の事業主の上記申述や報告等に加え、被災者がD事業場において従事した時期は昭和35年頃以降であり、石綿については、昭和50年10月に特定化学物質等障害予防規則が改正され、石綿の含有率が5%を超える建築施工が禁止されるに至った経緯から当時は当該法令の制定前であったことや石綿の使用状況等を踏まえると、被災者は、道具や廃材の運搬・清掃等の補助作業に専ら従事していたとしても、少なくとも、付近では石綿ばく露のある工事が施工され、被災者は石綿の間接ばく露を受けていた蓋然性は高いと判断し得るものであり、被災者の最終ばく露事業場は、D事業場とするのが相当である。

(2) 被災者の給付基礎日額について

監督署長は、被災者が労働者として就労していた石綿の最終ばく露事業場はC事業場であったとした上で、同事業場を離職した日以前3か月間に支払われた賃金額が不明であったことから、昭和51年2月14日付け基発第193号に基づき、被災者の平均賃金を8721円00銭と決定し、労災保険法第8条第1項及び第8条の5の規定により、被災者の給付基礎日額を8721円であるとして休業補償給付を行っていたと認められる。

しかしながら、上記(1)のとおり、被災者の最終ばく露事業場は、D事業場とするのが相当と判断されるから、監督署長が認定した給付基礎日額の認定は全体としても誤りである。

したがって、監督署長は本件請求期間の全体について改めて被災者の当該事業場における離職時の賃金額等を精査の上、給付基礎日額を決定すべきである。

(3) 休業の必要性が認められる期間について

ア 労災保険法においては、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない場合には、その期間について休業補償給付を支給する（同法第14条）こととされているが、その「療養のため労働することができない」とは、①業務上の負傷又は疾病のため医師から安静を命じられた場合、医師から就労を禁止・制限された場合等医師が治療上の目的から諸般の指示をし、被災労働者がその指示に従うことによって労働することができない場合、②医師の治療を受けるために通院することによって労働することができない場合のいずれかの要件を満たすことが必要であると解されている。

イ そこで、本件請求期間において、被災者の休業が上記要件を満たすか否かについて、診療録等の一件記録を精査し、検討すると、次のとおりである。

(ア) G医師は、被災者が本件疾病による療養のために労働することができなかったと認められる期間は本件請求期間全期間である旨証明し、その理由について、G医師の後任であるH医師は、平成30年8月3日付け回答書において、要旨、「結核性胸膜炎を併発症とする悪性胸膜中皮腫であり、胸水増量があるために本件請求期間全期間を証明した。」と述べている。

(イ) 監督署長は、本件請求期間において、被災者が入院した29日間（①平成28年7月4日から同月11日までの8日間、②同年11月28日から同年12月5日までの8日間、③平成29年6月1日から同月13日までの13日間。以下「本件入院期間」という。）及び通院した19日間（平成28年2月10日、同月17日、同年4月6日、同月20日、同月27日、同年5月11日、同年6月15日、同年9月13日、同月28日、同年10月25日、同年12月14日、同月28日、平成29年1月25日、同年2月22日、同年3月29日、同年4月26日、同年5月12日、同月17日、同年6月16日。以下、これらの通院日を「通院日I」という。）の計48日間のうち、待期期間3日を除く45日間を休業補償給付の対象として支給したものと認められる。

(ウ) B医療機関の診療録等をみると、被災者が29日間入院したことや、通院日I（19日間）の外、7日間の通院日（平成28年3月9日、同月16日、同月30日、同年5月25日、同年6月29日、同年7月19日、同年8月16日。以下「通院日J」という。）があったと認められ、その治療内容は、

悪性胸膜中皮腫に対する積極的な治療（放射線、抗がん剤等）は行われていないものの、胸膜癒着術及び胸腔穿刺による貯留した胸水の除去等が行われており、被災者は療養のため労働することができない状態にあったと認められる。

(エ) また、被災者の記載した日報をみると、農繁期にトラクター等の大型動力機械を使用するなどの農作業に従事していた日もあるが、例えば、平成29年6月14日については、日報の記載内容を見ると、「こわくて何もせず寝てばかりいた」などの身体状況について書かれており、この日は、医師が特段の指示をしていた事実は確認できないものの、上記(ウ)のH医師の所見を踏まえると、被災者は療養のため労働することができない状態にあったと考えるのが相当である。

ウ 以上の事情に鑑みると、本件請求期間中、本件入院期間及び通院日I、通院日Jについては、いずれも療養のために休業する必要があることに加え、上記(エ)のとおり、療養のため労働することができないその余の日があったと判断されることに照らせば、監督署長は、被災者の療養の実態等について更に調査を尽くし、改めて休業の範囲を決定すべきである。

4 結 論

よって、本件処分は、給付基礎日額算定の点及び休業範囲の決定の点のいずれにおいても、妥当ではないから、これを全部取り消すこととして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月26日